

平成27年度山梨県内における個別労働紛争解決制度施行状況

「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づく個別労働紛争解決制度の施行状況は以下のとおり。カッコ書きの数字は平成26年度の数字である。

1 総合労働相談コーナー(県内4箇所)で受け付けた相談状況(別添1)

(1) 山梨労働局においては、当局内のほか、甲府、都留及び鯉沢労働基準監督署内の県内計4箇所に、あらゆる労働問題にワンストップで対応するための「総合労働相談コーナー」を設置しており、同コーナーに寄せられた総合労働相談件数は5,764件(5,772件)で、前年度比で0.1%減少した。

このうち労働者からの相談の割合は全総合労働相談件数の64.1%(62.4%)、使用者は20.0%(21.5%)であった。

(2) 総合労働相談件数5,764件のうち、労働基準法等違反を伴わない解雇や労働条件の引下げ等のいわゆる「民事上の個別労働紛争」に係る相談件数は1,208件(1,225件)で、前年度比で1.4%減少した。

2 民事上の個別労働紛争の相談状況

(1) 民事上の個別労働紛争に係る相談1,208件のうちの、労働者からの相談の割合は78.2%(81.8%)、使用者9.4%(8.9%)であった。(別添1)

また、労働者の就労状況の内訳を見ると、正社員が32.6%(34.8%)と最も多く、次いでパート・アルバイトが18.0%(18.5%)、期間契約社員が15.4%(12.8%)の順であった。

(2) 民事上の個別労働紛争に係る相談1,208件のうち、相談内容(紛争の内容)を見ると、

- ① いじめ・嫌がらせ 22.1%(21.4%)
- ② 解雇・雇止め 16.5%(15.5%)
- ③ 自己都合退職等 12.0%(10.4%)
- ④ その他の労働条件 10.1%(13.4%)

に関する内容の相談が上位を占めている。なお、いじめ・嫌がらせに関する相談件数は平成23年度以降5年連続で第1位となっている。(別添2)(別添3)

※1人の相談者から複数の紛争にまたがって相談を受ける場合があるので、個別労働紛争に係る相談件数(1,208件)と、紛争の内容の合計件数(1,682件)とは必ずしも一致しない。

3 労働局長による助言・指導の状況(別添4上段)

(1) 助言・指導の申出受付件数は19件(26件)で、前年度比で26.9%減少した。紛争の内容としては、いじめ・嫌がらせが6件(5件)と最も多く、次いで解雇3件(8件)、自己都合退職3件(6件)の順であった。

また、助言・指導の利用を申し出た労働者を就労状況別に見ると、正社員が52.6%(53.8%)と最も多く、次いで期間契約社員21.1%(15.4%)、パート・アルバイト15.8%(19.2%)の順であった。

(2) 助言・指導の実施状況は、申出のあった19件全てについて助言・指導を実施しており、このうち9件が解決(注:一部解決含む)している。

4 紛争調整委員会によるあっせんの状況(別添4下段)

(1) あっせんの申請受理件数は13件(21件)で、前年度比で38.1%減少した。

紛争の内容としては、雇止めが6件(1件)で最も多く、次いで解雇4件(8件)、いじめ・嫌がらせ3件(9件)の順であった。(注:「その他」とは、統計項目に無い紛争内容に係るあっせん申請。)

また、あっせん申請した労働者を就労状況別に見ると、期間契約社員が53.8%(28.6%)と最も多く、次いで、正社員30.8%(52.4%)、パート・アルバイト15.4%(19.0%)の順であった。

(2) あっせんの申請がなされた場合、紛争当事者の双方が参加した場合にはあっせんが開催され、合意または打切りとなる。紛争当事者のどちらか一方が不参加であった場合にはあっせんは打切りとなる。

平成27年度においては、申請のあった13件に前年度からの繰越し2件を加えた合計15件の事案を処理しており、このうち紛争当事者の双方があっせんに参加し、あっせんが開催されたものは8件(参加率53.3%)であった。

また、あっせんを処理した合計15件のうち、当事者間の合意が成立した事案は6件(合意率40.0%)であった。(別添5)

5 施行状況の推移

(1) 総合労働相談コーナー等で受け付けた相談件数、個別労働紛争相談件数、助言・指導の申出受理件数、あっせん申請の受理件数の過去6年間の推移は別添6のとおり。

(2) 平成13年10月の「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」の施行以来、総合労働相談件数は平成20年度まで7年連続で増加を続けた後、平成21、22年度は2年連続で減少したが、平成23年度以降増加に転じた後、平成26年度から再び減少している。

(3) 労働局長による助言・指導申出受付件数については、平成20年度をピークにして翌年度から2年連続で減少し、平成23年度に一旦増加に転じたものの、その翌年度以降は再び減少している。

また、あっせん申請受理件数についても、平成20年度をピークにして翌年度から2年連続で減少し、平成23、24年度は一転して増加したものの、その翌年度以降は再び減少している。

6 制度利用の促進

個別労働紛争解決制度は、平成13年10月に施行された「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」(以下「法」という。)に基づくものであり、法施行から10余年が経過したが、人事労務管理の個別化等の雇用形態の変化を反映し、県内4箇所の総合労働相談コーナーには、労働問題に関する相談が若干の増減はあるものの依然として多く寄せられている。

個別労働紛争は、紛争当事者が早期に、かつ誠意を持って自主的に解決を図ることが望ましいが、それらが困難な場合の円満な解決のための行政サービスとして、労使がより簡易・迅速に個別労働紛争を解決できるよう、山梨労働局では今後とも本制度の一層の周知及び円滑な実施に努めていくこととしている。(別添7)

(参考)

1 個別労働紛争解決制度について

企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項について、個々の労働者と事業主との間の紛争（以下「個別労働関係紛争」といいます。）が増加しており、これら個別労働関係紛争の最終的解決手段としては裁判制度があるが、裁判には多くの時間と費用がかかるのが実態である。また、労働者と事業主という継続的な人間関係を前提とした円満な解決のためには、職場の労使慣行等を踏まえることも重要である。

このため、労働問題への高い専門性を有する都道府県労働局において、無料で個別労働関係紛争の解決援助サービスを提供し、個別労働関係紛争の未然防止、迅速な解決を促進することを目的として、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」が施行（平成13年10月1日）され、この法律に基づいて、次の制度が用意されている。

- ① 労働問題に関する情報提供・相談
- ② 労働局長による助言・指導
- ③ 紛争調整委員会によるあっせん

2 助言・指導とは

労働局長が紛争当事者に問題点を指摘し、解決の方向を示唆することにより、紛争当事者が自主的に解決することを促進する制度である。

3 あっせんとは

民事上の個別労働紛争について、労働局長が紛争調整委員会にあっせんに委任し、あっせん委員（弁護士等の学識経験者）が双方の主張の要点を確かめ、具体的な解決案を示すなどにより和解を促す制度である。

あっせんの特徴としては、簡易（申請書の提出のみで足りること）、迅速（原則1回のあっせんで結論が出されること）、無料等が挙げられる。

☆ 山梨労働局管内の総合労働相談コーナー（4箇所）の所在地等 ☆

① 山梨労働局総合労働相談コーナー

山梨労働局雇用環境・均等室

甲府市丸の内1-1-11 (TEL) 055-225-2851

② 甲府総合労働相談コーナー

甲府労働基準監督署

甲府市下飯田2-5-51 (TEL) 055-224-5620

③ 都留総合労働相談コーナー

都留労働基準監督署

都留市四日市場23-2 (TEL) 0554-43-2195

④ 鯉沢総合労働相談コーナー

鯉沢労働基準監督署

南巨摩郡富士川町鯉沢655-50 (TEL) 0556-22-3181